

製品プラスチック再商品化事業仕様書

1 事業の目的

本仕様書は、下関市（以下「本市」という。）と製品プラスチック再商品化事業プロポーザル募集（以下「本募集」という。）により選定されたりサイクル事業者（以下「受託者」という。）との間において実施する、本市が収集したプラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の再商品化事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業名

製品プラスチック再商品化事業

3 事業内容

プラスチック資源循環法第33条に基づき、本市が回収した製品プラスチックの再商品化について、本市と受託業者が連携して再商品化計画を作成して国の認定を受け、再商品化計画に基づいて受託者が再商品化を行うもの。

なお、本事業の実施にあたり、本市が再商品化計画を作成する際は、本市の求めに応じて資料等を作成するなど、計画作成の支援を行うこと。

4 事業期間

(1) 契約期間 契約締結日から令和13年3月31日まで

(2) 委託期間 令和10年4月1日から令和13年3月31日まで

※本市と受託者が連携して再商品化計画を作成して国へ認定申請を行い、国からの認定取得後に契約するものとする。

5 引渡する製品プラスチックの基準

引渡の対象とする製品プラスチックは、原材料の全部がプラスチックのプラスチック使用製品廃棄物で、一辺の長さが50cm未満の製品とするが、詳細は協議のうえ決定する。

6 引渡対象物

市内の家庭から戸別収集により下関市リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）処理棟及びクリーンセンター響に搬入された燃やせないごみ又は粗大ごみの中からピックアップ回収した製品プラスチック及びプラザ等で実施する拠点回収により回収した製品プラスチックを「フレキシブルコンテナバック（以下「フレコン」という。）」に入れて保管したもの。（1フレコンあたりの製品プラスチックの重量は40キログラムを見込む。）

また、乙が貸与する大型コンテナ等の保管容器類（甲の施設で使用できるものに限る。）を指定場所（プラザ処理棟の駐車場等も可。）に設置し、集積するなどの方法が考えられるが、乙の提案に基づき決定するものとする。

ただし、この製品プラスチックには本市の分別過程で分別できなかったゴムや金属が一部使用されている製品プラスチック等が混入することがある。

7 推定引渡重量

製品プラスチックの推定引渡重量は1年度あたり50トンとする。

ただし、推定引渡重量は推定の重量であり、引渡重量を保障するものではない。

8 引渡場所、再商品化委託の実施場所

製品プラスチックの引渡場所は、下関市リサイクルプラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）の指定場所とし、再商品化委託の実施場所は、受託者が有する再商品化施設とする。

9 搬出車両

受託者は、再生資源及び保管容器を安全に積込み及び搬出でき、プラザで対応可能な寸法の車両を使用すること。

10 引渡しの方法

事前に、受託者と本市の職員の間で引渡日及び時間帯を協議する。

車両への製品プラスチックの積込みは、引渡場所の職員（以下「施設職員」

という。)の指示の下、受託者が自ら行う。施設職員が重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、製品プラスチックの積込みに協力する。

再生資源を受託者が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は受託者に移行する。

1.1 所有権の移転

製品プラスチックの所有権は、製品プラスチックを運搬車両に積込み、計量を終えた時をもって本市から受託者に移転するものとする。

1.2 引渡しに係る費用

製品プラスチックの搬出・運搬等の契約の履行に要する費用は、受託者が全て負担すること。

1.3 計量

製品プラスチックの計量については、プラザに設置してある計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。（計量の最小単位は10キログラム）

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した製品プラスチックを搬出するものとする。

1.4 引渡重量の算出方法

車両の搬入時・搬出時の計2回計量によって得られた重量の差（正味重量）により保管容器類の重量を除いたものを製品プラスチックの引渡重量とする。

なお、受託者が持ち込む保管容器類については、本市の職員及び受託者が立会いのうえ保管容器類の計量を行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。

ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。

1.5 再商品化

- (1) 機械選別や手選別により、プラスチックと異物に選別するものとする。
- (2) 再商品化計画に基づく物質収支に基づき、再商品化（ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルとマテリアルリサイクルを組み合わせたもの）を行うものとする。
- (3) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に基づく再商品化手法ごとの収率基準及び品質基準を満足するものとする。
- (4) 本市から搬入した製品プラスチックの保管場所を分けて管理するとともに、全ての工程において本市と他のプラスチックが混同することがないように、設備への投入時間を分ける等の管理を行うものとする。
- (5) 再商品化を行った製品を利用事業者へ販売するものとする。

1.6 引渡し後の取扱い

受託者は、本市より引渡しされた製品プラスチックの全量について、再商品化計画に基づき適切に再資源化を行うこと。

また、再資源化処理過程で発生した廃棄物については、関係法令等を遵守し、受託者の責任において適正に処理すること。

1.7 報告

受託者は、履行期間中の各月終了後、次に定めるものを作成し、速やかに本市に報告すること。

ア 業務実績報告書

イ 引取量、再商品化量、不適合物量等明細

ウ その他、本市が必要と判断したもの

1.8 現地確認等

受託者による製品プラスチックの再商品化が適正に実施されていることを確認するため、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に

必要な行為の委託の基準に関する省令」第4条に基づき、現地確認を1年に1回程度実施するものとする。

また、本市が必要があると認めるときは、再資源化の状況について随時実地に調査し、又は受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

1.9 その他

(1) 受託者は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに本市へ報告すること。

(2) 製品プラスチックの引渡場所からの搬出・運搬は、受託者の責任の下で行うものとする。

運搬中に事故が発生した場合においても、本市は一切の責任を負わないものとする。

(3) 業務の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が本市の責めに帰すべき理由による場合は、その過失の範囲内で本市が負担するものとし、その額は協議して定めるものとする。

(4) 事業を行うに当たっては、関係法令を遵守すること。

(5) この仕様書等に定める下関市への報告書等には消せるボールペンを使用しないこと。

(6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、本市と受託者の双方協議の上で定めるものとする。

以上